平成２８年（フ）第５３３号
札幌市北区北37条西６丁目１番28号　アルトポンテ麻生102号
債務者　横見　拓二
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４９号
札幌市中央区南８条西25丁目２番12―402号
債務者　岩間　利行
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５８号
札幌市北区篠路４条４丁目７番30―103号
債務者　石本由里子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５９号
札幌市北区篠路４条４丁目７番30―103号
債務者　石本　　梓
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷587番地　ハイムチバフラワー　２－７号室
債務者　佐藤サユリ
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第１５号
山形県酒田市光ケ丘４丁目18番11号、前住所山形県東根市大字羽入1901番地23
債務者　佐藤　由佳
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第４１号
埼玉県狭山市入間川２―25―19　ライオンズガーデン第2306、住民票上の住所埼玉県所沢市緑町４丁目８番20号
債務者　佐藤　将睦
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８号
三重県松阪市駅部田町2021番地２　コーポ三晃Ⅱ202号室
債務者　野村　哲也
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第６３号
香川県高松市国分寺町新名638番地17
債務者　山田　浩二
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７１号
岩手県岩手郡雫石町万田渡48番地14
債務者　渡邊　頼子（旧姓四戸）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７５号
盛岡市東緑が丘10番28号、旧住所盛岡市東緑が丘９番１号
債務者　中村　良子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４０号
群馬県館林市東美園町30番地の10　パークハイツＴＨ２―204
債務者　森田真由美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第６１号
愛知県稲沢市井堀野口町27番地　介護老人福祉施設第二大和の里
債務者　野杁　幸子
法定代理人成年後見人　野杁勇一郎
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２８９号
香川県高松市牟礼町牟礼3013番地３
債務者　中村　照代（旧姓美濃）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０号
滋賀県彦根市野良田町314番地１（103号）
債務者　辻　　英範
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第９号
大分県日田市大字三和2657番地１　アグリティーノＢ棟101号
債務者　梶**原**　五美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第８９号
静岡県磐田市東新町１丁目３番Ｃ―208号
債務者　佐藤　新造
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係